

外国語教育メディア学会(LET)関東支部
研究発表促進プログラムの支援金に関するガイドライン

2026年2月21日施行

第1条(目的)

本ガイドラインは、外国語教育メディア学会関東支部(以下「本学会」という)が実施する若手研究支援支援金(以下「本支援金」という)の適正な使用および社会的説明責任を確保することを目的とする。

本支援金は、主として大学院生の研究活動の立ち上げ・継続を支援することを目的とし、少額であっても研究の質的向上に資する支援を行うことを趣旨とする。

第2条(使用の基本原則)

1. 本支援金は、採択された研究課題の遂行に直接的に関連する経費に使用するものとする。
2. 少額支給であることを踏まえ、研究活動の補助的支援(スタート支援)としての位置づけを基本とする。
3. 受給者は、研究倫理および研究公正を遵守し、支出内容について第三者に対して合理的な説明が可能であるよう努めなければならない。

第3条(使用可能な経費)

本支援金は、研究活動に直接必要な経費に使用することができる。

1. 研究費・調査費
調査・実験に必要な消耗品
データ収集・資料収集にかかる費用
被験者謝金(社会通念上妥当な範囲)
2. 材料費
実験・調査に必要な資材
調査票・実験資料等の印刷費
3. 研究用ソフトウェア・ツール
分析ソフト、アプリケーション、ライセンス費用
研究遂行に必要なオンラインサービス利用料
4. 研究成果発信準備費
学会発表用ポスター印刷費
論文投稿準備に必要な費用

第4条(使用不可の経費)

以下の経費には使用できない。

1. 研究活動と直接の関連性が認められない支出
2. 私的利用を主目的とする、またはその疑いがある支出
 - 1 生活費(食費、住居費、光熱費、通信費等)
 - 2 私用目的での機器・備品購入
3. 娯楽、接待、贈答を目的とする支出
4. 他の研究費・助成金により既に補填されている経費(二重受給)

第5条(判断に迷う支出への対応)

本ガイドラインに明示されていない支出については、「研究との直接的関連性」および「大学院生支援としての妥当性」の観点から判断するものとする。

判断に迷う場合は、使用前に本学会事務局または担当委員会に相談することが望ましい。

第6条(報告義務)

受給者は、支援金使用期間終了後、期限までに指定された書式にて研究報告書を提出しなければならない。

第7条(不適切使用への対応)

1. 支援金の使用に関して疑義が生じた場合、本学会は受給者に対し説明を求めることができる。
2. 説明の結果、是正が必要と判断された場合には、使用内容の修正、または支援金の一部もしくは全部の返還を求めることがある。
3. 故意または重大な不正が認められた場合には、今後の本学会による支援制度への応募制限等の措置を講じることがある。

第8条(成果の明示)

受給者は、可能な範囲で、学会発表等において「本研究は外国語教育メディア学会関東支部研究発表促進プログラムの支援金の支援を受けた」旨を明記することが望ましい。

第9条(附則)

本ガイドラインは、○年○月○日より施行する。